

岐阜県公報

号 外 (二) 令 和 五 年 四 月 一 日

目 次

規 則

○岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 ページ

○岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

(職 員 厚 生 課) 二

○岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

(管 財 課) 二

訓 令

○岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

(広 報 課) 二

○附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 三

○岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

(同) 三

○岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

(法務・情報公開課) 三

○岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

(行 政 管 理 課) 四

○岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

(職 員 厚 生 課) 四

規 則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

本則第一号の表中

「岐阜県地方産業教育審議会委員」を「岐阜県教科用図書選定審議会委員」

議会委員

授与審査会委員 に改め、同表中岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会委員の項

会委員

を削り、同表に次のように加える。

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会委員

日額

一〇、五〇〇円

ただし、岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会条例（平成三十年岐阜県条例第三十五号）第八条第二項に規定する調査に従事した場合は、一時間につき一〇、〇〇〇円

本則第二号の表非常勤健康管理医の項中「一六〇、二〇〇円」を「一六〇、六〇〇円」に改め、同表非常勤地区健康管理医の項中「三五、一〇〇円」を「三五、二〇〇円」に改め、同表統計調査員の項中「七、二〇〇円」を「七、三三〇円」に改め、同表統計調査指導員の項中「七、二五〇円」を「七、三七〇円」に改め、同表現代陶芸美術館館長の項中「五三九、九〇〇円」を「五四三、二〇〇円」に改め、同表地域福祉課非常勤医師の項中「一五〇、四〇〇円」を「一五〇、七〇〇円」に改め、同表岐阜関ヶ原古戦場記念館館長の項中「二、四〇〇、〇〇〇円」を「四、八〇〇、〇〇〇円」に改め、同表花と緑の振興顧問の項の次に次のように加える。

国際園芸アカデミー顧問

月額

三二八、〇〇〇円

本則第二号の表学校薬剤師の項中「一五三、七〇〇円」を「一五四、一〇〇円」に改め、同表警察職員健康管理医の項中「一六〇、二〇〇円」を「一六〇、六〇〇円」に改め、同表警察署産業医の項中「三五、一〇〇円」を「三五、二〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県職員被服貸与規則の一部を改正する規則

岐阜県職員被服貸与規則（昭和四十六年岐阜県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

別表中四の項を削り、五の項を四の項とし、六の項から二十七の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十八の項中「都市建設部都市公園整備局都市公園課」を「都市建設部都市公園・交通局都市公園課」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表中二十九の項を二十八の項とし、三十の項から四十三の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十四の項第

一号中「研究開発部」を削り、同項を同表四十三の項とし、同表中四十五の項を四十四の項とし、四十六の項から六十二の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県職員の職務発明等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の職務発明等に関する規則（昭和五十三年岐阜県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第一号中「商工労働部産業技術課」を「商工労働部産業イノベーション推進課」に改める。

第二十条第五項中「商工労働部産業技術課長」を「商工労働部産業イノベーション推進課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各県事務所

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県広報事務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県広報事務処理規程（昭和三十三年岐阜県訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中

商工・エネルギー政策課長

商工労働部

を

商工・エネルギー政

観光国際政策課長

策課長

商工労働部

に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第四号

附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員の仕事の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県防災会議の部幹事の項中「商工・エネルギー政策課長」の下に「観光国

際政策課長」を加える。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。別表本庁の部商工労働部の項の次に次のように加える。

観 光 国 際 部	観 光 国 際 部 長 各 課 長
-----------	-------------------

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第六号

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県公文書規程の一部を改正する訓令

岐阜県公文書規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。第二条第三号の二中「第七条第三項」を「第六条第三項」に改める。

第三十七条の三中「岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に改める。
第四十二条の二第五号及び第七十四条の二第五号中「岐阜県個人情報保護条例第十三条第一項に規定する開示請求」を「個人情報の保護に関する法律第七十六条第一項の規定による開示の請求」に、「岐阜県個人情報保護条例第十七条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第七十八条第一項第四号」に改める。
別表第一県庁舎開設準備課の項及び県庁舎建設課の項を削り、同表文化伝承課の項の次に次のように加える。

文化祭総務企画課	文総
清流の国ぎふ文化祭推進課	清文
全国高等学校総文祭推進課	総文

別表第一産業技術課の項を次のように改める。

産業イノベーション推進課	産イ
--------------	----

別表第一観光企画課の項を次のように改める。

観光国際政策課	観政
---------	----

別表第一公共交通課の項の次に次のように加える。

リニア推進課	リ
--------	---

別表第一障がい者職業能力開発校の項の次に次のように加える。

情報科学芸術大学院大学	情大
-------------	----

別表第一情報科学芸術大学院大学の項を削る。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第七号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務合理化対策委員会規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務合理化対策委員会規程（昭和三十二年岐阜県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

別表中「商工労働部商工・エネルギー政策課長」を「商工労働部商工・エネルギー政策課長 観光国際部観光国際政策課長」に改める。

「
策課長
」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第八号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員安全衛生管理規程（昭和五十三年岐阜県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四号中「業務」の下に「及び規則第十五条に規定する業務」を加える。

別表第三定期健康診断の部一般定期健康診断の項備考の欄中第一号を削り、第二号を第一号とする。

別記第二号様式中「ロ」を削る。

別記第四号様式から別記第七号様式までの規定中「四」を削る。
附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社